

自宅での仕事



仕事が溜まってしまったとき、たまに自宅に事件記録を持ち帰ったりします。

ですが、自宅には誘惑やトラップがいっぱいあります。

まずテレビ。一度見だすとなかなか仕事を始められません。次にインターネット。やっと仕事を始めても、しばらくするとネットサーフィンが始まってしまいます。

一番のトラップは子どもの寝かしつけです。子どもに道連れにされてしまい、子どもよりも早く寝てしまうことが多々あります。気づくと朝ということも。。

ということで、自宅に持ち帰った仕事に着手する確率はせいぜい5%です。

いつもよりカバンが少し重くなるので、よい筋トレになるかなという程度です。

裁判所と申立書のひな型

訴状や申立書は、最低限記載すべき事項を守っていれば形式は自由です。

文字の色は、一般的には黒一色で書きますが、たまに強調したい部分を赤で書くなどカラフルな書面に出会うこともあります。

そのような書面を作成している代理人に理由を聞いてみたところ、自分自身がみやすいからと言っており、なるほどと思いましたが、未だに真似をする勇氣はありません。

ネーミングライツ

プロ野球の球場などの施設に好きな名前を付けることができる権利として、一昔前から命名権というものが登場し、最近はわりと一般的になってきています。味の素スタジアムやほっともつとフィールド神戸などが有名ですね。かなりの宣伝効果がありそうです。

今般、QVCマリンフィールドと名付けたQVCジャパンという会社が契約の途中解除を申し入れたとしてニュースになっていました。しかも、途中解約の場合の残存期間のお金の処理について取り決めをしていなかったとのこと。今回は、当事者同士で話し合っ、QVCが一定の金額を支払うことで解決するようですが、双方が譲らない場合にはどのような結論になっていたでしょうか。双方が譲らない場合には、請求する側が訴訟提起をして裁判所の判断を仰ぐこととなります。この場合、裁判所も心の中で「よくわからん！」と思いながら、適当な時期に和解を勧めてくるような気がします。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設